**平成２３年（フ）第２１２５号**
札幌市白石区東札幌４条２丁目６番13号
ティアラ東札幌プロムナード203号
破産者　南口　正弘
1　決定年月日　平成23年11月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２３年（フ）第２１９９号**
札幌市白石区本郷通７丁目南３番15―610号
破産者　沢村　光則
1　決定年月日　平成23年11月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２３年（フ）第１４１号**
北海道苫小牧市澄川町８丁目９番24号
破産者　後藤　州子
1　決定年月日　平成23年11月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所苫小牧支部

**平成２２年（フ）第１６２０号**
仙台市太白区長町南３丁目18番13号
破産者　渡邉　壽夫
1　決定年月日　平成23年11月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

**平成２３年（フ）第６８２号**
仙台市青葉区春日町10番13―706号
破産者　阿部　仁子
1　決定年月日　平成23年11月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

**平成２３年（フ）第１４号**
栃木県真岡市田町１番地20
破産者　増渕　貴史
1　決定年月日　平成23年11月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所真岡支部

**平成２３年（フ）第７８３号**
名古屋市中村区二瀬町46番地　リヴェースふたせ102号
破産者　早川商会こと　早川要二郎
1　決定年月日　平成23年11月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２３年（フ）第１６１８号**
愛知県あま市七宝町遠島十坪96番地２
破産者　髙木早惠子
1　決定年月日　平成23年11月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２３年（フ）第１８７３号**
愛知県春日井市大泉寺町1001番地11
破産者　西脇　和広
1　決定年月日　平成23年11月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２２年（フ）第６７３号**
熊本県菊池郡菊陽町大字津久礼2268番地171
破産者　藤本　雅子
1　決定年月日　平成23年11月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

**平成２２年（フ）第６７６号**
熊本市上代８丁目15番12号、開始決定時の住所熊本市新土河原２丁目12番１号
破産者　山田　泰二
1　決定年月日　平成23年11月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

**平成２３年（フ）第４２０号**
熊本県上天草市大矢野町登立13673番地９
破産者　宮川　哲治
1　決定年月日　平成23年11月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

**平成２３年（フ）第４６３号**
熊本市上熊本３丁目15番12―203号
破産者　堀野　耕右
1　決定年月日　平成23年11月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

**平成２３年（フ）第２９５号**
北海道山越郡長万部町字長万部15番地の61
破産者　浅田　篤
1　決定年月日　平成23年11月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
函館地方裁判所

**平成２３年（フ）第２７８号**
北海道稚内市萩見５丁目33番７号
破産者　竹内千枝子
1　決定年月日　平成23年11月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

**平成２３年（フ）第２８１号**
北海道旭川市豊岡11条５丁目２番６号　永大サニーハイツ
破産者　高橋　道夫
1　決定年月日　平成23年11月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

**平成２３年（フ）第３３２号**
盛岡市茶畑２丁目15番３号　第６コーポ茶畑103号
破産者　鈴木奈身子
1　決定年月日　平成23年11月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

**平成２３年（フ）第５２３号**
仙台市青葉区芋沢字寺下42番地、開始決定時の住所仙台市青葉区みやぎ台２丁目13番16号
破産者　川村　三男
1　決定年月日　平成23年11月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

**平成２３年（フ）第２１７号**
群馬県藤岡市岡之郷696番地　セジュール千木良Ｇ102、破産手続開始決定時の住所群馬県藤岡市上栗須294番地１
破産者　設樂　芳雄
1　決定年月日　平成23年11月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所高崎支部

**平成２３年（フ）第２０１３号**
盛岡市中太田新田25番地232　第一照井荘６号
破産者　石川　淳一
1　決定年月日　平成23年11月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部